

第一類 第八号

農林水産委員会議録 第六号

平成三年三月十二日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 大原 一三君

理事 金子徳之介君

理事 二田 孝治君

理事 宮里 松正君

理事 日野 市朗君

理事 赤城 德彦君

理事 岩村 卵一郎君

理事 久間 章生君

理事 星野 行男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 佐々木秀典君

理事 田中 恒利君

理事 堀込 征雄君

理事 日黒吉之助君

理事 倉田 栄喜君

理事 上草 義輝君

理事 新盛 長雄君

理事 久野統一郎君

理事 松岡 利勝君

理事 柳沢 伯夫君

理事 志賀 一夫君

理事 鈴呂 吉雄君

理事 前島 秀行君

理事 元信 嘉君

理事 藤田 スミ君

理事 阿部 昭吾君

参考人 林野庁長官 小澤 普照君

参考人 林野庁次長 筒井 迪夫君

参考人 (東京大学名誉教授) 参考人 (東京大学名譽教授)

参考人 (社会学部教授) 参考人 (社会学部教授)

農林水産委員会 調査室長 西島 勝君

参 考 人 (全国森林組合連合会専務理事) 参 考 人 (和歌山県龍神村長)

参 考 人 (和歌山県龍神村長) 参 考 人 (向日玉一君)

参 考 人 (宝田善君) 参 考 人 (泉総能輔君)

参 考 人 (西島勝君)

平成三年三月十二日(火曜日)

三月十二日
委員の異動

辞任

今津 寛君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

石破 茂君

上草 義輝君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

新盛 長雄君

山口那津男君

菅原喜重郎君

同日

堀込 征雄君

倉田 栄喜君

小平 忠正君

赤城 德彦君

う、新しい国民参加の時代の幕あけも期待される
わけです。

明治三十年に最初の森林法が制定されてから約百年、この間、日本経済の急速な成長拡大や関東大震災後の復興あるいは第二次大戦中並びに戦後の需要拡大等、常にふえ続ける木材需要にこたえ、森林法は改正を繰り返してきましたが、しかし、その間一貫して日本林政が求め続けてきたものは、木材の増産という国民の要請にこたえながらも、決して森林を破壊させてはならないという自然破壊なき木材生産の政策理念の達成であります。今回の改正は、この長年の課題にこたえ、その方向を継承しながらさらに進むべき道をより広く、より確かなものにしたと評価できます。また、市町村長の意見が国有林地域の森林計画に反映されることにより、森林を核とした川上、川下の新しい社会的結合関係が生まれることも期待されます。

第三の意義は、国有林野が森林の施業技術を創造し、継承する技術組織体として充実できる基盤を持った点あります。国有林はすべての国民のための公益を図るところにその存在意義が置かれていますが、その役割を果たすには常に新しい技術を創造し、それを次代に伝え、実行していくことが必要となります。国有林ではこれまで各種の事業で技術の開発が行われてきましたが、以下ではその幾つかの事例を、私が実際に見聞した中から挙げてみたいと思います。

まず、治山绿化事業につきましては、日光の男体山では御神体山としての尊嚴を維持するため速やかな綠化が工夫され、適期植栽、堆肥使用、水平階段の切りつけ等のきめ細かい取り扱いが行われており、また、古くから噴火を続けていた鹿児島市桜島では、絶えず落下する軽石や火山灰の流下をとめる工夫がなされています。

さらに、二百年前に大爆発をいたしまして、島原大変肥後迷惑と言われ、今も崩壊地が多い島原半島の雲仙山ろくにある眉山の治山事業では、堤防を互い違いに並べる震堤をつくり、それが水の

都島原市の水を養っているものになつております。

また、雄大な北アルプスの山岳美を求めて訪れる人々の安全を守るためにアルペンルートの立山や黒部での治山工事では、大量の風化土砂や雪崩を克服しながら堰堤工事を進め、足尾山地の荒廃地緑化にはヘリコプターによる吹きつけ実播工が採用されております。

北海道の襟裳岬の海岸では、その緑化により土砂の流出を防ぎ、この地方をサケ・マス・昆布の一大漁場に変えましたが、この海岸砂防事業では種子の飛散防止や乾燥防止の工夫が凝らされました。

次に、森づくり事業につきましては、筑波山の国有林では、すぐれた景観を維持しながら杉の優良材を育てるため、筑波方式と呼ばれる複層林施業技術やモザイク伐採技術が考え出され、秋田県北の亜硫酸ガス被害地では、そこを緑化する樹種として適しているニセアカシアを発見したり、地下に広がるかたい土壤層を打ち破る技術の開発も行われました。

京都市鴨川上流の鞍馬・貴船国有林では、高品質材の生産と水源涵養の二つの目的に適合する仕方での杉の造成が進められ、また、東北地域の国有林では、ブナ林の成長実験や実生からの生育過程の調査が、また沖縄の国有林ではイタジイやナンヨウスギ等の亜熱帯性樹木の施業試験が長年にわたって継続しております。

なお、これから課題といいたしましては、人々に親しまれる森づくりや森林学習のための知識習得の必要性が大きくなっております。

例えば、古くから日本人に親しまれてきました奈良市の近郊にある耳成、天香具山、畠傍の大和三山や京都市の嵐山では、マツクイムシの被害跡に新しい森をつくる際、桜やカエデ等の景観美をつくる樹木の植え方についての知識の習得や、年々多数の市民を迎える大阪府箕面や東京都高尾の山では、親しみと潤いに満ちた森林空間づくりや学習の森での指導者の養成の必要性が大きく

なつております。
「くわづかの事例を挙げたにさせんが、」
のように国有林野が求められている技術は多方にわたっています。これからも開発した技術を年代に伝え、さらに高度なものとしていくことがますます重要な課題となってくると思われます。「有林野の経営が改善され、安定した管理運営の上で二十一世紀に伝える新しい各種の技術が長期的な展望のもとで研究され、長く伝えられることを期待するものであります。
以上、国有林野事業経営改善特別措置法と森林法の一部改正の意義について考えているところ述べさせていただきましたが、両法の成立により、国有林野の経営が健全かつ強固になり、山として人々の生活や健康を維持増進する等の公益的な役割が十二分に果たされていくことを多く期待いたしまして、両法の改正案に賛意を表します。
これをもつて私の意見陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)
○大原委員長　ありがとうございました。
次に、宝田参考人にお願いいたします。
○宝田参考人　今回の林野関係二法案につきましては、一応前向きの改善ということで私は評価をいたしましたが、しかしながら林業の状況に照らしてみると、必要な政策ではありますけれども、決して十分な条件にはなっていないのではないかとおもっておりります。そういう立場から、森林計画というものの性格と国有林の問題点、林業労働力対策、以上の三点につきまして意見を述べたいと思います。
森林法に基づきます森林計画というものは、对象が民有林でござりますから、計画とはいいましても従来極めて緩やかなガイドライン、見通し論であります。国土保全上の保安林その他強行的な規定もございませんけれども、林業といえども民間の産業でござりますから、経営の自由というもののがそこにはある。したがいまして、国の計画といふのはどうしても誘導的であります。

ところが、今の林業經營といいますのは、官民を問わず構造的なコスト割れ状況をもたらしております。その原因は大きく言いまして四つでございまして、一つは、戦中戦後からかなり社会の需要にこたえまして過伐状態が長く続いておりまします。伐採量はしたがいまして低下をし、育成中の人工林がふえてしまっている。こういう状況に置かれております。二番目は、薪炭林とかカラマツなど、戦後需要構造が急激に変化をいたしました。三番目は、輸入材による価格圧迫というものがかなり強い状況であります。四番目に、最近の円高というものがそれに拍車をかけております。木といいうものは成長期間が非常に長いのですから、このような歴史的な条件とか中期的な経済状況の変動が重なりますと、どうしても構造的に赤字にならざるを得ない。それが今の状況であります。これを十年後の国産材の時代まで、何とか十数年持ちこたえなければならないというのが今の状況であるとしますと、森林計画というものの性格も多少ここでそれに対応した変化が求められておる。

日本だけではなくて、今地球レベルで緑の問題というものが非常に重要なになってきている。日本の場合には民有林というものが三分の一でございますが、これは私的経営であると同時にやはり日本との水と緑を支えているものであります。そういう社会的機能をお持ちになつてゐる。この私的でありながら同時に社会的機能を果たしていく、こういう二重性が森林にはございまして、それを赤字構造のもとで十数年守つていかなければいけない、これが日本の森林計画の対象であります。したがつて、今までのような見通し的なものでは間に合わないのであります。もつと誘導とか規制という二方面の政策手段をつけ加えなければいけない、そういう転換が必要とされている、これが今度の森林法改正の状況であります。

そういう認識に立ちまして今回の改正を見ますと、非常にいい方向性は出しているのではありますけれども、どうも最低限のミニマムの条件をつけ

くつているにすぎないのではないか。もうちょっと必要なものがあるのではないか。

例えば国有林と民有林の提携といいましても、出荷調整とかその程度の提携ありますし、上流下流間の森林整備協定もまだ極めて任意的なものであります。市町村の森林整備計画の充実というものはうたつてありますけれども、その裏づけがまだよくわからない。それから伝家の宝刀のいわゆる間伐保育代行制度ですね、これも最低でございまして、土砂の流出とか崩壊その他災害を発生するおそれがある場合だけしか適用できない。開発許可要件の場合でも、水害を発生させるおそれということで非常に限定的であります。地域はふえましても性格は限定的。もとと林業とか緑の立場からの規定条件があつてもいいのではないか、しかし、それらはいざれも必要ではありますけれども、日本全体の緑を守るということになりますと、もうちょっとと面的な性格が欲しい。やや点と線の性格で終わってしまっているのではないか。その証拠に、今までの日本の政府のそれぞれの計画の目標達成率というものは必ずしも高くなかった。造林面積では四三%、林道で五〇%、緊急に間伐が必要な面積というのもいまだに百四十万ヘクタールというふうな状況でございまして、平均的な日本の緑の目標達成率は極めて低いのであります。複層林の形成も数年前から唱えられておりましたけれども、目標に対しても二十五%にすぎない。皆伐の比率も余り下がっていない。こういう状況というのはミニマムだけではカバーできないのでありますし、目標達成率をもし上げるとすれば、これに関連する施策の方が充実されませんと、相変わらず目標達成率は低いのではないか。

そういう意味では、今回の改正で森林整備事業計画、いわゆる造林・林道五カ年計画を公共事業長期計画として位置づけたことは非常に注目されるのでありますけれども、ことしはまだ調査費段

階でございまして、計画に対する国の責任度がどのくらい出るかということはまだ評価ができない。

それから間伐材の助成というものが先ほど申し上げましたように余り効果がないとすれば、もうまだよくわからない。それから伝家の宝刀のいわゆる間伐保育代行制度ですね、これも最低でございまして、土砂の流出とか崩壊その他災害を発生するおそれがある場合だけしか適用できない。開発許可要件の場合でも、水害を発生させるおそれ

であります。そこで非常に限られたことは必ずしも黒字になります。非常に高く評価をいたします。

しかし、それぞれの地域がそういう機能を満たすために努力をいたすことは必ずしも黒字になります。非常に高く評価をいたします。

二番目に国有林であります。

国民の緑へのニーズというのは、今がようやく深まっているわけですが、それでも、そういうものの求めることはすべて大体国有林のあり方に対する注文であります。民有林は先ほど申しましたように、一方では自由な企業でございますから、社会的要請というものは国有林に集中をしてまいります。

しかもそれは国の責任のシンボルであります。日本の森林の三分の一を持っています。しかも自然保護その他から見まして非常に重要なところを国有林が占めている。同時に、しかし国有林といえども独立採算ということを求められ、木材供給といふ事業を営んでいます。そういう意味では、先ほど

いう事業を営んでいます。そこにはどうかということは、労働市場でほかの産業に行くかどうかということの選択であります。そこで競争を通してしか若者は現場で大事でありますけれども、市町村も、どうするかということになりますと、やはり政府の中に入っているだけあります。それは確かに

あります。市町村の森林整備計画の充実というものはうたつてありますけれども、その裏づけがまだよくわからない。それから伝家の宝刀のいわゆる間伐保育代行制度ですね、これも最低でございまして、土砂の流出とか崩壊その他災害を発生するおそれがある場合だけしか適用できない。開発許可要件の場合でも、水害を発生させるおそれ

であります。そこで非常に限られたことは必ずしも黒字になります。非常に高く評価をいたします。

邊の悩みをどうするかということの結果が、今までの措置法では、一般会計から公益的機能発揮等に係る費用の一部が繰り入れられるという制度の端緒ができた。同時に、累積債務処理につきまして、事業部門と一応区分をいたしまして対策を講ずることになつた。またそこに一般会計からも繰り入れ対象がふえた。それから、退職促進の給付金制度をつくった。こういう体制で出直しまして、今後十年間の経常事業部門の健全化を達成しようとしているわけであります。これは当然行われるべき制度改革であつたろうと思うのであります。

三番目は林業労働力の問題であります。日本林業調査会のパンフレットを見ますと、林業労働というものは今や三Kではない、休暇がない、給料が安い、格好が悪いというので六Kであると言われております。日本の社会はこれからかなり長期にわたつて人手不足の時代に入ることは確実であります。その先は人口が減つてくるわけ

であります。

二つ目のに対するこたえというふうなものと黒字要

求というものはなかなかうまくいかない。本来赤字の状況では無理でござります。したがって、その努力は限界がございまして、財政論だけを長年続けるわけにはいかない。それは国有林のあり方ということを問い合わせなければならないという状況に至りました。今回の特別措置法になったのだ

二つ目に対するこたえというふうなものと黒字要

求というものはなかなかうまくいかない。本来赤字の状況では無理でござります。したがって、その努力は限界がございまして、財政論だけを長年続けるわけにはいかない。それは国有林のあり方ということを問い合わせなければならないという状況に至りました。今回の特別措置法になったのだ

確にいたしまして、一方では国民の期待にこたえ、片方では森林經營に従事する、これは原則的にかなり前進をした考え方だと私は思うのであります。

しかし、それぞれの地域がそういう機能を満たすために努力をいたすことは必ずしも黒字になります。非常に高く評価をいたします。

三

そういうことを通して、通年雇用であるとか経営基盤というものをうまくつくるといいますか、それらの努力というのは、今の山村構造の中で出ている成り行きの労働市場、兼業をしながら山林労働でもやるか、從来のような地場の労働事情を超えたところへ何かのものをつけろう。

第三セクターと言つておられる意味は、そこに政府なり地方なりのさまざまなバックアップ体制というものがとられれば、地場を超えた労働条件というのを設定できる、これが今後の課題でございまして、今のように市町村とか森林組合とかそういうものだけではなくて、労働組合なども組合経営のバックアップの上で労務供給事業なども考えられる分野であります。

いずれにしても、純粹民間ではない国営的な、かといって国家統制でもない魅力のある受け皿といふものは社会的なバックアップというものが必要であろう、そういう意味で、成り行きではない社会化された労働力確保というものがもつて考えられないといけない。それは住宅とか文化とか、若者のニーズにこたえるものであると同時に、もつと国際的な林業援助体制なんかにも参加できるようなキャリア形成とか労働者の参加とか、そういう可能性をいっぱい含めたものでなければもはや若者は来ないであろう。そういう意味で、森林計画の中で市町村にだけ労働力確保論を打ち出したことについて私は非常に不満でございました。もっと国は多様なバックアップ論をそろえて現場の努力を期待すべきだろうと思います。

○大原委員長 ありがとうございました。

次に、向日参考人にお願いいたします。
○向日参考人 私は、和歌山県龍神村の村長向日でございます。このたび、本委員会に参考人として陳述の機会を得ましたことは、まことに光栄に存じ、厚くお礼を申し上げます。
しかし、私の意見が参考としていただけるかどうかまことに不安に存じますが、林業を基幹産業として生きる龍神村の立場から、今回の法改正に

当たつて素人なりに所見を述べさせていただきました。

最初に、私の村が「森に生きる村」であることを御理解いただくため、村の概要を少々説明させていただきます。

龍神村は、和歌山県中央部の北東紀伊山地に位置し、奈良県に接した区域面積二百五十五平方キロメートル、県土の約5%を超える広範な村で、その九五%，約二百四十二平方キロメートルを森林で占められた純山村であります。

林業は粗放ながらも二百年前ころから行われ、現在杉、ヒノキの人工林率は七〇%に達し、素材生産量も年間四十万立方メートル、県下総生産量の一八%にも及ぶ、まさに「林業に生きる村」と言えます。

また、観光の面では、弘法大師が難陀龍王の夢のお告げで開かれたところから命名されたと伝えられ、一千二百年の歴史を持つ、人情豊かで日本三美人湯と称される龍神温泉の村であります。ロマンに満ちた全国にも珍しい龍神村の名の由来も、この温泉にちなんで名づけられたものであります。

昭和三十年代半ばまでは交通の便も悪く、紀伊のチベットと呼ばれた時代もありましたが、その後は徐々に整備され、特に昭和五十五年、高野龍神スカイラインの開通によりまして、関西の奥座敷白浜温泉と霧峰高野山を結ぶ主要道路として国道整備を急速に進めていただき、その沿線に見られる関西唯一のブナ原生林とあわせ龍神温泉も一躍脚光を浴び、入り込み客も年間六十万人にも達しました。しかし、この発展の中にも、してまいりました。しかし、この発展の中にも、その主な原因は、山村に生活基盤を持たず不安定林業労働にのみ生活依存をしてきた若者、中堅層が、都市に安定した職場を求めて離村していくことであります。これは、日本経済の急成長に、當時見るべき産業を持たなかつた山村への行政の立ちおくれと、旧態の林業の経営基盤の脆弱さの結果とも言えましょう。

このように、地域林業の根底を揺るがした急激な過疎化に、村も住民も危機を感じたわけでござります。このため、林業を村の基幹産業と明確に位置づけ、龍神林業開発会議を核として、「組織

ませんが、人口減少率は四二%に達し、このうち六十五歳以上の高齢者人口は二三・五%。若齢層の減少、出生率の低下、若者の都市就職から見えて、今後十年間には急速に高齢化が進むものと危惧している次第でござります。

このことは、林業を基幹産業とする龍神村にとってその影響はまことに大きく、林業そのものの崩壊を意味するもので、村の存亡にもかかわりかねない重要な課題ともなつてまいります。昭和六十三年現在で、龍神村の森林を守り育て、生産活動に懸命の努力を続けている人の八〇%は既に五十歳を超え、二十一三十歳代の山で働く後継者はわずか三%にすぎません。ここ十年もすれば、

組合も全国屈指と評価されるに至りました。ここで私の申したいことは、龍神林業の発展は、村民の努力もさることながら、この間に森林の崩壊をもたらして、この二十年の間に全国的におかげをもちまして、この二十年の間に全国的にも優良林業地の一つとしての地位を確保し、森林のときの実情に応じた諸施策、諸事業が時宜を得て実施されてきた結果のたまものであり、これらは、村民の努力もさることながら、この間に森林の崩壊をもたらして、この二十年の間に全国的にも優良林業地の一つとしての地位を確保し、森林のときの実情に応じた諸施策、諸事業が時宜を得て実施されてきた結果のたまものであり、これら

にも達し、従来の施業仕組みのままでは二百人の労働力を必要とされるところから、国産材時代到来、国民のニーズに合った施業推進といつても、「森林を護る、みどりの旗手」は非常に厳しい状況になつてしまひます。これは単に私の村だけではなく、小異はあれ全国山村林業地の共通した問題と考えられます。

龍神村の林業が発展し出したのは新しく、昭和四十年の初めで、この時期雪崩的な過疎現象が生じ、実に二千人近くの人口流出を見ました。国勢調査によりますと、昭和三十五年の林業就労者千三百五十五人が四十五年に四百八十二人と、五八%の激減となつてゐることでおわかりいただけるかと存じます。

その主な原因は、山村に生活基盤を持たず不安定林業労働にのみ生活依存をしてきた若者、中堅層が、都市に安定した職場を求めて離村していくことであります。これは、日本経済の急成長に、當時見るべき産業を持たなかつた山村への行政の立ちおくれと、旧態の林業の経営基盤の脆弱さの結果とも言えましょう。

ただ、考慮されることとは、従来より区域が広がることにより計画の密度が低くならないようになります。

二つ目、国有林の森林計画と民有林の森林計画

な財政措置等を得ながら早急に改善が進められるることを望むものであります。

また、林野、土地等の資産について徹底した見直しを行い、処分による収入を債務処理に充当するとともに、将来生ずる経常事業部門の剩余金も債務処理に充当することが措置されておりますが、都市近郊林、飛び地の小団地等の処分はやむを得ないとしても、国有林なるがゆえに絶対堅持しつつ使命を達成しなければならない森林も多くあるはずでございます。借入金返済のための土地処分に当たっては、あらかじめ土地処分の基本的な考え方、ルール等を的確に定めて行い、森林の荒廃を招くことのないようお願いするものでございます。

次に、森林法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず第一点としては、国有林、民有林を通じ、流域を基本単位とした森林計画への改善措置であります。同一流域で国有林、民有林が一体的に連携を確保し、森林計画を編成し、また運営されることについては、はかり知れない大きなメリットがあるものと思料いたしております。すなわち、国有林、民有林が持っているそれぞれの機能を相互に補完しつつ、公益的な森林整備が図られることによって、需給関係により適切に対応し得ることができるものと考えております。このよなことが地域の力を総合的に發揮し得る原動力となるて役立つものと評価するものであります。

第二点としては、新たに森林整備事業計画が導入される事項についてであります。

森林に関する国民の要請が高まる中につけて、多様な森林の整備を図る基本的条件は、ますもつて造林事業を推進することです。また、二十一世紀における国産材時代を実現するためには、林道の整備拡充することが必須の条件でもあります。

このように森林整備に重要な役割を持つ造林並びに林道に係る投資計画が法的に位置づけられ、

計画的に実施されることは、全国林業関係者の長年にわたる宿願もあるだけに、その実現に大きな期待が寄せられているところであります。

第三点としては、全国森林計画、地域森林計画、市町村森林整備計画等一連の計画体系を通じて、森林施業の共同化、林業機械化の促進、林業就業者の育成等を含む施業の合理化に関するそれぞれの条件整備について今日的な主要業務の一環と

して取り組み、努力を重ねているときだけに、今回の中止案を心強く受けとどめるとともに、これが措置を高く評価するものであります。

なお、森林計画制度において市町村の役割が強化されておりますが、当該市町村に係る林業行政の推進に当たり、責任ある立場としての市町村長が森林組合等関係者の意見を聞き、よりきめ細かい森林整備計画を樹立することは、この計画に即して施業を実施する立場にある森林組合にとっては極めて有効適切な措置と受けとめているところであります。

第四点としては、特定森林施業計画制度の創設についてであります。一千万ヘクタールに及ぶ我が国有林は、その大部分がまだ育成途上にあります。同一流域で国有林、民有林が一体的に連携を確保し、森林計画を編成し、また運営されることについては、はかり知れない大きなメリットがあるものと思料いたしております。すなわち、国有林、民有林が持っているそれぞれの機能を相互に補完しつつ、公益的な森林整備が図られることによって、需給関係により適切に対応し得ることができるものと考えております。このよなことが地域の力を総合的に発揮し得る原動力となるて役立つものと評価するものであります。

まず第一点としては、新たに森林整備事業計画が導入される事項についてであります。

森林に関する国民の要請が高まる中につけて、多様な森林の整備を図る基本的条件は、ますもつて造林事業を推進することです。また、二十一世紀における国産材時代を実現するためには、林道の整備拡充することが必須の条件でもあります。

このように森林整備に重要な役割を持つ造林並びに林道に係る投資計画が法的に位置づけられ、

という立場でございます。早期成立、早期施行をお願い申し上げ、私の意見といたします。(拍手)

○大原委員長 ありがとうございました。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○大原委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

○宮里委員 参考人の先生方には、このたびの国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案、森林法の一部を改正する法律案の審議に当たりましてわざわざ御出席を賜り、それぞれ貴重な御意見を拝聴させていただきました。まことにありがとうございます。

先生方それぞれ森林事業並びにそれに関連する学問分野あるいは執務の分野で御造詣の深い方々でございまして、それぞれの御意見を拝聴して、私も大変啓発されたところが多かつたようになります。割り当てられた時間がほんの十五分しかございませんので、これからできるだけ問題を手短く絞った上で質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、筒井参考人にお伺いをいたしました。

○宮里委員 ありがとうございました。

次に、宝田参考人にお伺いをいたします。

先ほどの御意見の中では、このたびの政府の改正案、いろいろな面で前向きな改善として評価す

るけれども、森林計画をつぶさに検討してみると必ずしも十分でないよう思われるという御意見

のようになります。特に国有林の林野事業につきましては、財政論で議論するだけではなく、

その機能を維持し、さらに発展させていくための議論も大切であるというふうに述べられました。

非常に示唆に富んだ御意見だったよう思います。

この対応策として、特定森林施業計画を創設されることを高く評価するとともに、この創設に伴う長伐期施業への移行には金融、税制の配慮が必要であります。しかし、その対応策も講ぜられていることによって、需給関係により適切に対応し得ることができるものと考えております。このよなことが地域の力を総合的に発揮し得る原動力となるて役立つものと評価するものでございます。

第五点としては、森林計画制度の中に施業代行、林地許可制度の改善、上下流の森林整備協定

等が措置されておりますが、いずれの措置も森林

等が措置されておりました。意見陳述の時間も非

常に短うございましたので、まだ多く指摘すべき

ことわざつたかと思ひますけれども、一言だけ、

これがつきました。もつとよい御説明をいただ

ければというふうに思います。よろしくお願ひい

ます。

この対応策として、特定森林施業計画を創設されることは、このたびの改正は、一つには国有林野を広く国民に開放し、国民に国有林野を非常に近づけてきたということ、森林法の改正の面では、国有林と民有林を一体としてこれらを整備を図ろうとしているという点、そしてさらには国有林野事業の中までこれまで培ってきたもうの技術をこれから林業の新たな振興策に十分生かしていく、このよな観点から賛成の意見を述べていただきました。意見陳述の時間も非常に短うございましたので、まだ多く指摘すべき

ことわざつたかと思ひますけれども、一言だけ、

これがつきました。意見陳述の時間も非

常に短うございましたので、まだ多く指摘すべき

ことわざつたかと思ひますけれども、一言だけ、

これがつきました。意見

○宇田参考人 国有林というのは、さつきも申したように、日本の奥地のかなり高い山とか、原生林を保全しなければならない場所とか、自然保護だと水源確保とか、里山と違いましてそういうかなり公益的機能と国民の利用度の高いところ、もともとそういうものが割合多いですね。したがいまして、一方では民有林というのは、国民の要求だからといって、勝手に立ち入っていろいろなことを開發せいといつてもそれはなかなかできない。私有財産だし、私有経営でございました。そうしますと、一億二千万人の森への二二二ズというのは挙げて国有林へ集中する。それにこたえるためには機能分類というものをちゃんといたしまして、国有林が空間を利用できるような山はことごとく、それに伴つた設備をつくり、いろいろ利用の仕方も考えて、創意工夫が必要だ。絶対に人手を入れないところはきちんとすることも必要だ。

そういう機能区分をやりませんと、いろいろな要素をどんぶり勘定で満たせというと山が荒れてしまう。国民の要求も満たせないということでの多様な要求を多様にこなせるような国有林をつくるというのがまずもつて大事でありまして、これは赤字であるからやらないとか黒字だからやるという問題ではない。次元の違う問題なのだ。それを今回ようやく取り上げたということは大変いないことだというふうに私は考えておるわけあります。

それから二番目の労働力問題といいますのも、今までの林業労働といいますのはちゃんと山村がございまして、そこを基盤にして農業と副業でやつたり、専門地帯は専業林業労働者がいたり多様ではございますが、少なくとも今の村とか地域を舞台にして労働者というものは生きてきた。これからはかなり専業的労働者になりませんと、高度な機械を扱つたり生産性を上げたりいろいろなことができなくなる。そこへ、今民間では労働力を市場競争の時代でございますから、夢がないと

なかなか来ない。この辺で条件の整備も必要でございますが、働きに入る人間の立場から林業労働にもつと夢がないと、これはだめなんだ。そういう意味で、例えばカナダの林業を見に行く機会もあるとか国際交流もできるとか国内交流もできるとかそういう夢、それから自分がどういう専門的な能力を身につけられるかということを考えますと、市町村にだけ労働力確保対策をかなせるのは酷である、むしろ国は、市町村で働く林業労働者がいろいろなキャリアを形成できる、将来展望が描けるようバックアップ体制というものを考えないといけない。そうなりますと、森林計画論の中に労働力の確保、十万人ぐらいの必要があるとするならば、さまざまなもの夢を満たせるような状況というものをバックアップして、市町村なり森林組合が努力すべきではないかという考え方であります。

かる村長さんとして大変御苦労が多いと思うのですが、あります。それにもかかわらず、林業に大変な情熱を傾けられ、それから林業を取り巻く山村、そして山村の活性化に向かつて多くの事柄を指摘され、提言もされました。

そこで、これまで長年の御経験から、村長さんとしてのこれまでのいろいろな経験に照らして、林業の振興とともに、山村の活性化と林業の就労者を確保していくためには基本的にどのようなことが必要なのか、そのことをお話し願いたいというふうに思います。

○向日参考人　山村を守つていくのはやはり人でございます。村民でございます。その中でも特に基幹産業である林業を守り育てていくのは、林業の後継者でございます。そういう意味から、山で働く人たちの条件がすべての産業の中では一番悪い、私はそのように思っております。

それにいろいろ原因がございますが、先ほど

あるいは視察等々、林業そのものあるいは林業に従事することそのものに、若者に夢と希望を与えることが大事じゃないだろうかといったような趣旨の御指摘がございました。

私も大変示唆に富んだ御提言のようにお聞きをいたしましたが、林業を現に振興しておられる立場から、これから林業に就労する労働者確保につきましてどのようなお考えでございましょうか、御意見を承りたいと思います。

○山参考人　ただいまの御質問は、私ども森林を実際に施業している者にとりましても非常に重要な課題になっております。それで、魅力ある林業というようなものを、国民の皆さんのが森林を利用する立場ではあっても、森林を造成する立場の林業労務を実際にやっておられる方々も、それに対する魅力がなければなかなかこの話はうまくいかない、このように考えております。

そこで、私ども森林組合を通じまして魅力ある

なかなか来ない。この辺で条件の整備も必要でございますが、働きに入る人間の立場から林業労働者にもつと夢がないと、これはだめなんだ。そういう意味で、例えばカナダの林業を見に行く機会もあるとか国際交流もできるとか国内交流もできるとかそういう夢、それから自分がどういう専門的な能力を身につけられるかということを考えますと、市町村にだけ労働力確保対策をかぶせるのは酷である。むしろ国は、市町村で働く林業労働者がいろいろなキャリアを形成できる、将来展望が描けるようバックアップ体制というものを考えないといけない。そうなりますと、森林計画論の中に労働力の確保、十万人ぐらいの必要があるとするならば、さまざまなものと夢を満たせるような状況というものをバックアップして、市町村なり森林組合が努力すべきではないかという考え方であります。

かる村長さんとして大変御苦労が多いと思うのですが、あります。それにもかかわらず、林業に大変な情熱を傾けられ、それから林業を取り巻く山村、そして山村の活性化に向かつて多くの事柄を指摘され、提言もされました。

そこで、これまで長年の御経験から、村長さんとしてのこれまでのいろいろな経験に照らして、林業の振興とともに、山村の活性化と林業の就労者を確保していくためには基本的にどのようなことが必要なのか、そのことをお話し願いたいというふうに思います。

○向日参考人 山村を守っていくのはやはり人でございます。村民でございます。その中でも特に基幹産業である林業を守り育てていくのは、林業の後継者でございます。そういう意味から、山で働く人たちの条件がすべての産業の中では一番悪い、私はそのように思っております。

それにいろいろ原因がございますが、先ほども申し上げましたが、まず待遇改善をすること、それから長い間林業労働に従事してやめられるときには、一般の企業の職員がやめられると同じような待遇をますること、それからもう一つは、三Kといわれますが、非常に危険が伴います。それから、わりかた若い人には好まれない汚いという表現も使われます。そういうことの二つの問題がございます。

特に、この危険という面につきましては大変大事なことでございまして、こうした面は機械化を進める中で十分安全対策を講じ、まず働く人を確保し、人づくりということが山村振興では一番大切な基本であろうか、このように考えております。

○宮里委員 次に、泉参考人にお伺いをいたします。

先ほど宝田参考人から、林業労働者を確保していくためには、単に市町村単位の、村単位の人の確保というだけでは足りないのである、国際交流でありますとか地球規模で論議をされております森林の規制、保全等々、そういう面への人の派遣

あるいは視察等々、林業そのものあるいは林業に従事することそのものに、若者に夢と希望を与えることが大事じゃないだろうかといったような趣旨の御指摘がございました。

私も大変示唆に富んだ御提言のようにお聞きをいたしましたが、林業を現に振興しておられる立場から、これから林業に就労する労働者確保につきましてどのようにお考えでございましょうか、御意見を承りたいと思います。

○参考人　ただいまの御質問は、私ども森林を実際に施業している者にとりましても非常に重要な課題になつております。それで、魅力ある林業というようなものを、国民の皆さんのが森林を利用する立場ではあっても、森林を造成する立場の林業労務を実際にやつておられる方も、それに対する魅力がなければなかなかこの話はうまくいかない、このように考えております。

そこで、私ども森林組合を通じまして魅力あるものにするにはどうしたらいいかということになりますと、幅広い考え方では、山村の生活の改善とかあるいは教育、文化というような山村を包む大きな全体の政策展開というものの期待いたしますけれども、それはやはり夢のまた夢のような感じでございますので、私どもとしては、何はさておき、林業を中心として山村というものを活性化を図るような努力をしなければいけないのでないかと思います。

そういう観点からいたしまして、森林組合系統が平成二年から「森林と人いきいき運動」という五ヵ年の計画を全国運動として展開いたしまして、この中の一番重要な課題の一一番トップに作業班の人づくり対策といふものを掲げまして、たまたま先生から御指摘になつたような点につきまして、有用な人材の採用に努力する、かつまた作業班の方々に、技能研修あるいは林業機械化の熱といったような面につきましても力を入れまして、林業の賃金の問題につきましてもこれからで生きるだけ経営の範囲内で努力をして、かつまた退職金制度につきましても特段の配慮をするよう

それから第一点目は、需給の逼迫ということと請負の関係でございますけれども、私ども全国の系統からいたしまして、大変、先ほどもお話を申し上げましたように、国有林の事業の請負といいうような点についても、造林関係あるいは木材の生産関係ということで種々承つておるところでござります。今の時点では全国的に、請負が多くなつて作業員がどうしても足りなくてできないというようなお話は直接聞いておりません。

それから第三点の林業の労働災害でございます。死亡事故が一番残念でございますが、先生の方から百十四件のお話があつたかと思いたいのですが、私の記憶によりますと平成元年は八十一人、平成二年は九十人と元年よりは若干ふえておりますが、総体的には二けた台が二けた台に来ております。これにつきましては、やはり技能研修にうんと力を入れる、それから現場の点検を図っていく。それから、林業界全体といたしまして中

になることを強く期待したい、このようにお話しになられました。私は、今回の国有林野事業の經營改善についていろいろな側面から手当てがなされていることについて評価をするものではありますけれども、經營収支の見通しがきちんと示されておらないということについて若干の不安を持つておるものでござります。

御承知のように、特別措置法は昭和五十三年に制定され、昭和五十九年、六十二年と短期間の

ほど赤字構造になるわけでして、これはトレードオフの関係でやむを得ない。要するにお金を取つて商売するわけじゃないので、國民にこたえた利用の仕方とがそういうことをやりますから制限的になってしまふ、むしろ収益からいうと赤字になら。ということになりますと、それでもなおかつ赤字を減らせというのであれば、事業の仕方をもう少し自由にしてあげないといけないのじやないか。

それで、この際、ごく簡単にややこり森林総合開発の労務というものはどういう現状にあるかといふことに若干触れておきたいと思いますけれども、昭和五十五年を一〇〇にいたしましたときに、昭和六十三年の労務班の減少率というのは約一万五千人減つております。それの減少は二三%ばかりが減つております。これに対しまして素材の生産、木材の生産あるいは製材量というようなものを見ますと、素材が一三四%、木材の生産が一七%、製材量が一七四%、生産性向上率が

央には林業災害防止対策の協会があり、地方にはまたその支部がありますので、そういう関係の方々とも十分に連絡をとりつつ、少しでも災害をなくするよういたしたいと思います。

うちに改正をされ、今回三度目の改正であります。そこで、筒井参考人、宝田参考人に、経営を健全強固にするためには同時に経常収支の方も、今回の改正もありますけれども、今後どのような点に注意をし、またそれ以外にも何か御意見があればお伺いをしたいと思います。

○筒井参考人 健全化のためにいかにすべきかといたことでござりますが、私は、従来の林業と申しますと、木を切って林道をつくる、あるいは保

今は山、国有林を利用してもうかっているのは民間産業でありますて、収益の方は国有林に返つてこないようになつてゐる。かつて国鉄がそうでありました。これはやはり開発利益が還元できないとか利用利益が還元できないよう構造ではないのかなと思う。國がやる事業ですから制限はあると思いますけれども、もう少し営業の自由、民間で言えばそういう感じの問題を考えたらどうか。

新植、これは造林関係の新たに木を植える関係につきましては六八%と、三三%減つておるので、さいますが、片や造林関係の中でも保育関係につきましては九八%と約二%程度の減少にとどまりております。

私の申し上げたいことは、一三三%労務班の方々が減つてはおりますものの、かえつて逆に製品、木材生産関係につきましては大幅な生産を確保することができたという点を、これは一々細かい統計から拾つたものじゃなくて、大づかみのこういう統計から推測する面もござりますけれども、そういう結果を得ております。

締めてございます。これも林業機械化の導入、開拓といふものが大きく影響していると思います。よろしくお願ひいたします。

○石橋(大)委員　まだほかの参考の方にも聞くことができましたが、時間が来ましたので、これで終わりたいと思います。疑問の点は後の質問まで明らかにしていきたい、こう思つております。

以上です。

○大原委員長　御苦労さまでした。

申しわけありませんが、時間の都合がございまして、答弁は短く、簡潔明瞭にお願いいたします。

倉田栄喜君。

全をやる。あるいは公的な事業をやっていく。
そういうことがずっと続けられてまいりましたけれども、これからは国民の山、すべての山、こういうふうになつてまいりますと、やはり一般公共的な資金というものが国有林野の経営並びに管理に対しても投入されていくべきだ、この点がこれからの非常に大きな課題でないかと思います。幸い今回の改正でその端緒が開けましたけれども、今後ますますそういう意味での御援助があるといふことが私たち国民にとっても大変ありがたいことである、こういうふうに考えております。

○宝田参考人 今の国有林は収益を上げるといいますか木材生産にだけ頼つておりますと、あとは土地を売れ、戸舎とか土地を売れとか、そういう

それから、民有林と相互乗り入れも、今のように木材の伐出時期をそろえるとか数量調整とかいうことを超えましていろいろ助け合う分野もあるのじやないか。それから、空間利用ということをこれから非常に大事にしてまいりますけれども、これもコストがかかるのですけれども、このコストは一体だれが負担するか。一々山に入る人から入山料千円よこせ、そういうことをやっていたのでは、国際的に見ましてレベルがひど過ぎる。やはりこれは一般会計から社会基盤とか社会資本として補助すべきものではないか。この辺はまだ決まっておりませんので、よろしく御検討をお願いしたいと思うのであります。

このことにつきましては、やはり機械化の活用なりあるいは技能の研修なり、あるいはまた国の労働対策の政策面というものを随分に活用させていただきましたおかげと、このように考えておりますので、ただいま申し上げましたような一、二件の改善に努めていきたいと思います。

○**倉田委員** 御意見、大変ありがとうございます。
た。お話の中から少し質問をさせていただきたい
と思います。

まず最初に、国有林野の経営の健全性という視
点から、筒井参考人と宝田参考人にお伺いをいた
したいと思います。

筒井参考人もお話の中で、経営が健全かつ強固

ことしか考えていないのです。本当にもっと赤字を減らしたければ事業の自由をもう少し進めないと無理であろう。これはかつて国鉄がそうでありまして、JRになる前に国鉄はなかなか営業できない、自分の駅の中に喫茶店一つつくれないといふことでは、収入を上げろと言つても無理だと思うのです。そこで、片方で公益機能をやればやる

今のお話の中で、国有林ももう少し事業を自由にしたらどうかということにつきまして何か具体的な事例がござりますでしょうか。その点が二点。

それからもう一点。先ほどの先生のお話の中で、日本全体の緑を守るというお話がございまして、現在の計画の中はまだ点と線にすぎない、二

○大原委員長 御苦労さまでした。
申しわけありませんが、時間の都合がございませんので、答弁は短く、簡潔明瞭にお願いいたします。
す。以上です。

後ますますそういう意味での御援助があるといふことが私たち国民にとても大変ありがたいことである、こういふうに考えております。

○宝田参考人 今の国有林は収益を上げるといふますか木材生産にだけ頼つておりますて、あとは土地を売れ、戸舎とか土地を売れとか、そういう

では、国際的に見ましてレベルがひと過ぎる。やはりこれは一般会計から社会基盤とか社会資本として補助すべきものではないか。この辺はまだ決まっておりませんので、よろしく御検討をお願いしたいと思うのであります。

○**倉田委員** 御意見、大変ありがとうございます。
た。お話の中から少し質問をさせていただきたい
と思います。

まず最初に、国有林野の経営の健全性という視
点から、筒井参考人と宝田参考人にお伺いをいた
したいと思います。

筒井参考人もお話の中で、経営が健全かつ強固

ことしか考えていないのです。本当にもっと赤字を減らしたければ事業の自由をもう少し進めないと無理であろう。これはかつて国鉄がそうでありまして、JRになる前に国鉄はなかなか営業できない、自分の駅の中に喫茶店一つつくれないといふことでは、収入を上げろと言つても無理だと思うのです。そこで、片方で公益機能をやればやる

今のお話の中で、国有林ももう少し事業を自由にしたらどうかということにつきまして何か具体的な事例がござりますでしょうか。その点が二点。

それからもう一点。先ほどの先生のお話の中で、日本全体の緑を守るというお話がございまして、現在の計画の中はまだ点と線にすぎない、二

1

れをもつと面的なものにしていく必要があるといふうなお話がございました。このお話の内容は具体的にはどういうことでございましょうか。その二点、お伺いをいたしたいと思います。

（宝田翁人）後の方から言いますと、林業白書にはいつも、今緊急に間伐を必要とする面積というのが出てゐるのですね。これがいつも百万ヘクタールを超えてゐるわけです。間伐というのはある時期にやらなければ後々山は荒れてしまう。手入れが悪ければどういう被害が出るかということ

ももうわかつているわけですから、これは一回
こつきりですから、もつと助成率を上げまして間
伐達成率をやらないと、後々何十年たって山が悪
くなる、例えばそういうことを言つてゐるわけ

で、今のそういう間伐の代行制度は災害のおそれがあるところだけしかできないことになつていて、ですから、これは規制でありまして、助成の方をもっと充実して水準を上げて、間伐時期にやり損なつたという森が出ないようなことを考えないと困る、いわゆる森林資源を守るためにこの

いろいろ回ってまいりますと、いろいろやりたいことはあるのですが、今の事業体のルールではできないことになつております。土地をお貸して地代とか使用料をちょっと取るぐらいで、これは

かつての国鉄と同じでありまして、私鉄がいろいろ周辺事業をやって鉄軌道の赤字を回収したのに對して、国鉄は全部赤字でありまして、もうつたのは周辺の資本であったたという例を見ますと、やはりもうちょっと事業の自由ということをお考えになつた方がいいのではないか。これは先例がないのであります。

○倉田委員 次に、向日参考人にお伺いをいたしたいと思います。

先ほどのお話、まさに林業が村の基幹産業として本当に全力で闘つていらっしゃる様子を興味深く拝聴させていただきました。

そこで、いわゆる後継者対策の問題についてお伺いをしたいわけでございますけれども、先ほど

給料制であるとかあるいは休暇の問題であるとか、そういう具体的に踏み込まれたお話をございました。若者たちが林業に残っていくためには、先ほど三K、六Kのお話をございましたけれども、もちろんそういうことを改善していくこともあります。必要だらうと思いますけれども、今聞われていることはその具体的な身中の問題であろうと思います。○向日参考人　ただいま林業後継者問題につきまして検討委員会の方へ諸問をいたしておるわけなのです。その主なものは、給料制ということで基本給あるいは加算給、そうした面を取り入れた給料制。現在は一日働いて幾ら、こういう日当制でござりますが、給料制。それから加算給は、入山手当を出す。それからボーナスの支給を行ふ。家族手当、通勤手当、週休及び祝日等の有給制の実施、それから社会保障制度の確立、さらにまた退職金、三十五年勤続一千万円程度を支給しよう。社会保険、厚生年金への加入、それから結婚手当、配偶者出産手当、また十日以上入院の場合の傷病手当の支給等、さらに高校新卒の場合には支度金五万円、また作業服の支給。こういう条件を満たすには、森林組合あるいは林家だけではいけないと思います。村も相当奮発しなければならぬということです。さぞかしですが、低迷する林業の中でこういうようなものができるかどうかというのが課題でござりますが、村の将来を考えると、思い切った施策が必要であろう、こういうふうにとらえておるところをございます。

給料制であるとかあるいは休暇の問題であるとか、そういう具体的に踏み込まれたお話をございました。若者たちが林業に残っていくためには、先ほど三K、六Kのお話をございましたけれども、もちろんそういうことを改善していくこともあります必要だらうと思いますけれども、今聞われていることはその具体的な身中の問題であろうと思いますので、参考人の立場から、さらには要望あるいは具体的な計画、また国に対する御意見がございましたら、あわせてお伺いをしたいと思います。

○向日参考人　ただいま林業後継者問題につきまして検討委員会の方へ諸問をいたしておるわけなんですが、大体のまとめができました。

その主なものは、給料制ということで基本的あ

現は一日働いて幾ら、こういう日当制でござい
ますが、給料制。それから加算給は、入山手当を
出す。それからボーナスの支給を行う。家族手
当、通勤手当、週休及び祝日等の有給制の実施。

金、三十五年勤続一千万円程度を支給しよう。社会保険、厚生年金への加入、それから結婚手当、配偶者出産手当、また十日以上入院の場合の傷病手当の支給等、さらに高校新卒の場合には支度金五万円、また作業服の支給。こういう条件を満たさるにまた追加

すには、森林組合あるいは林家だけではいけないと思ひます。村も相当奮發しなければならぬということですぞいいますが、低迷する林業の中でこういうようなものができるかどうかというのが課題でござりますが、村の将来を考えると、思い切った施策が必要であろう、こういうふうにとらえておるところですぞいります。

○倉田委員 向日参考人に統いてもう一度お伺いしたいと思うのですけれども、後継者対策、林業労働力対策ということで、例えば新規の学卒就業者は平成二年で二百二十九人、そのうち大体百二十名ぐらいが国有林野への就職である、民間には百人程度である、このような統計がありますけれども、この民間の百人程度の中には事務職や女性

も含まれておる。そうしますと、実際に山の中に入つていかれる新規学卒就業者というのは極端に少ないだろう、こういうふうに推測をするわけですが、ございりますけれども、向日参考人のところでは参考までの数字として、新規学卒者の方が林業につかれる割合というのは今どのくらい、何名ぐらいでござりますか。先ほど二十歳代が三%ぐらいというお話をございましたけれども、例えば昨年の例で新規学卒者が地元に、林業に労働力としてというか山に入られる形で残られたのは何名ぐらいでござりますか。また、その方々に対しても具体的な村に残るような施策というのか、そういうのをなさつておりますか。

○向日参考人 高校新卒者でこのところ山林労働に入った人は全くゼロでございます。六十二年まで毎年一名ないし二名の森林組合の青年林業士、これは現在十二名確保いたしております。そこで、まず林業技術者の養成をしなければならないということです。若干の時間を要します。

さらに、一番大きな厳しい問題は、現場で働くところまで行くには、ある程度乗用車で行つても、林道の終点から現場まで約一時間ほど歩かなければならぬ、山を登らなければならない、こういうような厳しい労働条件からます解決しないといふこと、若い者に対する魅力が少ないといふことを考えております。

○倉田委員 最後に、泉参考人に、自己収入の確保という視点からお伺いをいたしたいと思います。

経営の、経常収支の健全化を図るために、これは自己収入の確保も必須であるとかと思いますけれども、昭和六十三年度で六六、七%を林産物収入に依存しておる。これからさらにその収入はふやしていくかなればいけないだらうと思いますけれども、そういうふうな工夫、例えば林産物に付加価値をつけていく等々、その観点から、参考人はどのような御意見をお持ちでございましょうか。

も含まれておる。そうしますと、実際に山の中に
入つていかれる新規学卒就業者というのは極端に
少ないだろ、こういうふうに推測をするわけで
ござりますけれども、向日参考人のところでは、
参考までの数字として、新規学卒者の方が林業に
つかれる割合というのは今どのくらい、何名ぐら
いでござりますか。先ほど二十歳代が三%ぐらい
というお話をございましたけれども、例えは昨年
の例で新規学卒者が地元に、林業に労働力として
というか山に入られる形で残られたのは何名ぐら
いおられますか。また、その方々に対しても具体的
な村に残るような施策というのか、そういうのを
なさっておられますか。

年まで毎年一名ないし二名の森林組合の青年林業士、これは現在十二名確保いたしております。そこで、まず林業技術者の養成をしなければならないということで、若干の時間を要します。

さらに、一番大きな厳しい問題は、現場で働くところまで行くには、ある程度乗用車で行っても、林道の終点から現場まで約一時間ほど歩かなければならぬ、山を登らなければならぬ、こういうような厳しい労働条件からまず解決しないと、若い者に対する魅力が少ないといふ

○倉田委員 最後に、某参考人に、自己収入の確保という観点からお伺いをいたしたいと思いま
す。

経営の、経常収支の健全化を図るために、こ
れは自己収入の確保も必須であろうかと思いま
す。もしも、召口六十二年まで、二十九年未
だに

○泉参考人 一次産物としての木材につきまし
か。
れども昭和十二年度でナガ 七%を林産物
収入に依存しておる。これからさらにその收入は
ふやしていくかなければいけないだろと思ひます
けれども、そういうふうな工夫、例えば林産物に
付加価値をつけていく等々、その観点から、参考
人はどのような御意見をお持ちでございましょう

て、立木そのまま売っているという慣習は長い間続いていたのでござります。それが戦後、素材生産して丸太にしてまず販売するということから、次にその丸太を加工して販売するということがあります。先生のお話のように付加価値をつけるということになると、やはり今後考えていかなければならぬ重要な課題でござります。

したがいまして、私ども、その付加価値を高める手段としては、全国の千七百有余あります森林組合におきましては、あると產品というので、木材を加工いたしまして、テーブルとかあるいは食器とかあるいは文房具なんかを入れます箱とか玩具とか、非常に多種多様な付加価値のつく木材加工品というものをつくりまして販売に力を入れる傾向が全体としてでき上がっております。

ちょうど二週間ぐらい前ですか、農林水産省の一階に、農林水産関係につきましての二週間程度の产品的展示会が毎月行われておるのでござりますけれども、私ども、ただいまの木材加工の付加価値のつくようなものにつきまして展示いたしましたところ、三千人有余という、農林省の毎月やっている展示の中でも非常に多くの方々が関心を持っておいでいただいたというような点からしましても、木材に対するやはり人間生活としての重要性というものを我々は肌で感じたところでございまして、先生の御質疑のように、これからいろいろ技術的な面から付加価値の高い木材の加工という面にも力を入れてやっていただきたい、このように思います。

○倉田委員長 藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 参考人の先生方、きょうは本当にありがとうございます。

参考人の先生方、大変ありがとうございます。

まず最初に、私は泉参考人にお伺いをいたしました。

て、立木でそのまま売っているという慣習は長い間続いていたのでございます。それが戦後、素材生産して丸太にしてまず販売するということから、次にその丸太を加工して販売するという、今先生のお話のように付加価値をつけるというようなことは、やはり今後考えていかなければならぬ重要な課題でございます。

したがいまして、私ども、その付加価値を高める手段としては、全国の千七百有余あります森林組合におきましては、あるさて産品というので、木材を加工いたしまして、テーブルとかあるいは食器とかあるいは文房具なんかを入れます箱とか玩具とか、非常に多種多様な付加価値のつく木材加工品というふうに販賣に力を入れてし

「品」としてのまとめてくれまして販売に力を入れる傾向が全体としてでき上がっておりまます。ちょうど二週間ぐらい前ですが、農林水産省の一階に、農林水産関係につきましての二週間程度の产品的展示会が毎月行われておるのでございましけれども、私ども、ただいまの木材加工の付加

価値のつくようなものにつきまして展示いたしましたところ、三千人有余という、農林省の毎月やつてある展示の中でも非常に多くの方々が関心を持つておいでいただいたというような点からしましても、木材に対するやはり人間生活としての重要性というものを我々は肌で感じたところでございました。

ざいまして、先生の御質疑のように、これからもいろいろ技術的な面から付加価値の高い木材の加工という面にも力を入れてやっていきたい、このように思います。

○倉田委員 時間が参りましたので、以上で終わ
りたいと思います。
まほへんこ三、一さつま

参考人の先生方 大変ありがとうございました。
○大原委員長 藤田スミ君。
○藤田(ス)委員 参考人の先生方、きょうは本当
にありがとうございます。
まず最初に、私は泉参考人にお伺いをいたしま
す。

案は、從来「特化」と称した直営直用の部門をさらに狭めまして、ほとんど請負化させ、いわゆる民営化させるものとなつております。しかしながら、前回、四年前の法改正に基づいてつくられた国有林野事業改善計画の中で、直用事業は真にふさわしい業務に特化していく、つまりこれだけは国有林野事業としてやらなければならないということで、各種森林の調査など請負の業務になじみにくいもの、それから保育、間伐や天然更新の補助作業等のうち高度な技術的判断を要する作業、あるいは林業技術の開発、実用化など総じて民有林に対しても導的、模範的な業務、こういうふうに、これだけは譲れないというふうになつていただけであります。

しかし、その請負の母体となる森林組合は、国有林よりも就業者の高齢化が進行していく、新規就業者も少なく、人手不足や高齢化、また労働条件なども大変厳しいなど、人の問題で大きな壁に直面していらっしゃるということは、先ほどのお話をからも幾らかお伺いをしたわけでございますが、改めて森林組合の就労の現状及び森林組合から見た国有林の直用直営に対する御見解をお伺いをしたいわけでございます。

○泉参考人 最初に、森林組合関係の林業労務の現状等について触れたいと思います。

私どもの林業労務関係につきましては、昭和六十三年度現在で四万九千百六十六人、約四万九千人の作業班員がおられます。このうち七六%が男、二四%が女性という関係になつております。年度は八四という比率で、一六%ばかり減少しておるという感じがございます。

ところが、私どもいたしましては、できるだけ雇用の安定化を図つていこうという観点からいろいろの作業を考えておるのでござりますけれども、雇用の安定化の一つの成果といいますか傾向といいますかが感ぜられますのは、やはり年間の雇用労働日数というものが少しずつ伸びていると、いうことでございまして、昭和六十三年度の全国

平均が、就業者労働班員一人当たりの就業日数が百四十九日になつております。それから、六十年度は百三十八日といふふうになつておりますので、この六十年から六十三年の間に年間十一日伸びておるという平均値でござりますが、これは私どもとして非常に喜んでおるところでございまます。この関係につきましては、国の労働力対策の助成事業の中にも就労に着目した助成事業がありますので、こういう点の活用等につきましてこれから活用させていただきまして、就労の周年化というものがいくよにこれからも考えていくたいといたします。

これは、私ども国有林関係のことにつきまして絶えず見ておるわけでございませんので適切なお話をできないと思いますけれども、やはり私どもいたしましては、国有林関係では高性能機械といつたようなものを導入した際には真っ先に率先活用していただきまして、それがさらに民有林にも波及するようなことをぜひお考えいただければというのが一つでございます。

それからもう一つは、オペレーターの養成関係でございますが、これもやはり労働問題対策の国の助成事業の中にはございますけれども、まだまだヨーロッパのオペレーターの養成学校に比べまして学校の内容が充実されていないと思ひますので、そういう面でも、国有林野事業としてはかなりの、日本の三分の一の森林面積を有しておられますので、そういう分野につきましては国有林野事業として営林署を単位にオペレーターの養成はやっておられますけれども、民有林への活用なり、かつまた民有林に対する御指導というようなものもあわせお願いしたいというのが偽らざるお願いでございます。

に考えておりますので、今後とも御指導のほどお願いいたします。

○藤田(ス)委員 筒井参考人にお伺いをしたいと思います。

私どもは前回の改正のときに、長期資金の債務については棚上げをして別途処理する、そのためを要する財源は一般会計から繰り入れる、こういう修正案を提出いたしました。今回の法改正では、累積債務と経常事業部門と区分しているわけです。しかしながら、その区分後の累積債務部門は、歳入と歳出に分けて見た場合にやはり千四十四億円の歳入不足になるわけです。私たちは、その歳入不足は幾ら何でも一般会計から繰り入れていく、そういうふうにして補うのだ、こう考えざるを得ないわけですが、しかし政府は、その足らぬところに対しても経常事業部門からの借入金を充てていく、こういうことになるというふうにしているわけであります。そういうことになると、区分というのは名ばかりでありますて、実際にはこの区分の中で非常に歴然としているのは累積債務対策としての土地・林野の売り払いだけで、その売り払い促進だけが浮き彫りになってしまって、いるのじやないかというふうに考えざるを得ないわけです。このような累積債務対策に対してどうお考えか、また、本来どのような累積債務対策が必要だとお考えか、お聞かせをいただきたいわけがござります。

○筒井参考人 累積債務対策というのは、これはなかなか難しい問題でござりますけれども、私は、今回そういう別途処理というような形をとつておられるということで賛成しているわけがございますが、ともかく国有林の債務というか赤字といふものをこの際、根本的に考えてみる必要があるだらうと思います。

国有林の赤字とは一体何かということを考えまいりますと、実は本当の意味においての經理上の赤字が国有林にとって本質的な赤字なのかどうか、こういう問題が残っていると思います。と申しますのは、国有林というのは、緑と水を大事に

していくといふ問題、あるいは國産材を振興して國民の需要にこたえていくといふ問題がございますし、それから林業と申しますのは、森林の持つて、そういう営みの集積、累積が実は現在の財務内容になつてゐる、このことが国有林の赤字問題を考える場合の一一番根本のところにあるのではないか、このように考えております。

したがいまして、もちろん台帳と申しますか、経理区分上のプラス、マイナス、黒字、赤字という問題、これはもちろんございますし、それをどうしなければならないかという問題もございますけれども、私は、根本的には、国有林の赤字は、逆に考えますと、これは国有林つまり森林にとつて、あるいは國民にとつてはむしろ黒字ではないか、そういうふうな面もあるのではないか、このように考えておりますので、今後そういう債務処理を考えていく上におきましては、今申しました国有林の現在の赤字、黒字がどういう意味での赤字、黒字かということをもう一度真剣になつて考えていかなければならぬのではないか、私はこのように考えております。

○藤田(ス)委員 ありがとうございます。

きょうは、龍神村からわざわざありがとうございます。私もよくお伺いをしていろいろと楽しめていたたいておりまして、かつて米軍機の超低空飛行によつてロープが切斷されるという大変な問題がございまして、そのときにも参りましたが、人身事故ではなくて本当にやがつたと今でも思つております。

きょうお伺いしたいのは、その龍神村は地域林業の展開ということで大変知恵を絞り、情熱を傾けていらっしゃるということに敬意を表したいと思いますが、木材の輸入自由化の中でどう影響を受けていらっしゃるのかということをもう少し詳しくお伺いをしたいと思います。

それから、宝田参考人に一点お伺いいたします

が、今回の経営改善大綱においてうたわれている
二万人体制の強行で、国有林労働者の一層の合理
化、首切りが進められようとしているわけであり
ますけれども、これに對してはどのように受けと
めていらっしゃるのか。簡単で結構でございま
す。どうぞよろしくお願ひいたします。

○向日参考人 木材価格が低迷をしておるのは龍
神だけではないわけでございまして、やはり外材
との競合という面で非常に厳しい環境に置かれて
おります。そこで、コストを下げたりいろいろ知
恵を絞つて国産材への取り組みが今の林業
では大変大切だ、このようにとらえておるわけで
す。

それから、国有林の労働者の問題であります
が、それについてお尋ねになります。

が、現在、龍神村では、全林野に国有林の占める割合は約六%でございます。規模はわりかた少ないわけであります。そういう中で、働く皆様方にとりましては深刻な問題だと思います。しかし、村では今、公共事業が非常に盛んでございまして、そういう面で人不足で、この方面へ転換されることもございます。特に国有林野で働いておられる方々につきましては、技術も非常にすぐれています。民有林では人が足らないということですで、私は、その方面へどんどん吸収していくだけで、早く国有林野の健全化を図られて、それが地域林業の振興あるいは地域の振興につながるものだ、このようにとらえておるところでございます。

○宝田参考人 私の推察いたしますところでは、国有林の人減らしといいますか、これが今度二万人体制になるだろうという計算の根拠には、山の木を切って、売つて、その後植えてという今までやつてきたような仕事のやり方から、下請化とかそういうものの進めれば二万人でもできるだろう、こういう計算論だろうと思うのであります。

ところが、今国有林に求められておりますのは、確かに木を切つて売ることも必要ですけれども、国民のニーズにこたえ得る生活空間林とか自然保護林とか新しい機能区分に伴うような技能と

いうのは一体どうなつているのと、いう検討が入つておらない。これはこれから問題なんですかね。でも、そういう木材生産的な国有林から国民全體のニーズにこたえ得るような森林に転換するためには、もつといろいろな技能を新規に開発しなくてはいけない。國民が山にかかるときにインストラクターがいるなくていいのかとか、外國に行きましたと、病人が出たり、年寄りが行つたりする山のツアーナンというのは専門の人が「一人ぐらい一週間もついて回るとか、教育機能とか利用機能とか、そういうことを考えますと——仕事の縄張りで下請化すればばかりのくらいで済むだらう」ということなんで、おしゃつていてる機能区分的な国有林の未来を考えますと、それにふさわしい労働力の検討はされていないと私は思います。

いうのは一体どうなつてゐるのと、いう検討が
ておらない。これはこれからの問題なんですが、
でも、そういう木生産業的な国有林から國
体のニーズにこたえ得るような森林に転換す
めには、もっといろいろな技能を新規に開発
いといけない。國民が山にかかるときにイ
トランクターがいなくていいのかとか、外国に
ますと、病人が出たり、年寄りが行ったりす
のツアーナンというのは専門の人が二人ぐら
週間もついて回るとか、教育機能とか利用機
か、そういうことを考えますと——仕事の繩
を狭く考えて、伝統的な繩張りで下請化すれ
のくらいで済むだろうということなんで、一
しゃつていて機能区分的な国有林の未来を考え
ると、それにつさわしい労働力の検討はされ
ないと私は思います。

たって、一応林野庁でもこれに対するところの自己赤字解消努力を要請されてきて、今までの質問では、林野庁自体として十年間で大体一兆三千億円程度の資産処分のリストができるようになります。そうなりますれば、労務管理関係でも、もう二万人体制に削減合理化せよということです。さりますから、この際、思い切って処分が可能資産を全部大蔵省にやって一兆一千五百億円をちやらにして、これは民間企業が倒産するときあるいは整理するときの手法ですから、これをやはり林野庁の赤字にも当てはめて整理しないと、あと十年、二十年たって、この法律を持つていつたって、とてもどても赤字は解消できない、こういう見方でござりますので、今私は、農林大臣にこのことを強く主張しているわけです。

こういうことに対しまして、参考人の方々はどういう御意見を持っているか、また、この林野

たって、一応林野庁でもこれに對するところの自己赤字解消努力を要請されてきて、今までの質問では、林野庁 자체として十年間で大体一兆三千億円程度の資産処分のリストができるつつあるようですが、どうなりますれば、労務管理関係でも、もう二万人体制に削減合理化せよということになりますから、この際、思い切って処分可能資産を全部大蔵省にやつて一兆一千五百億円をちやらにして、これは民間企業が倒産するときあるいは整理するときの手法ですから、これをやはり林野庁の赤字にも当てはめて整理しないと、あと十年、二十年たつて、この法律を持つていつたって、とても赤字は解消できない、こういう見方でございますので、今私は、農林大臣にもこのことを強く主張しているわけです。

こういうことに対しまして、参考人の方々はどのような御意見を持っているか、また、この林野二法を制定し施行させても、赤字が本当に解消できるのかどうか、忌憚のない見通しの御意見を各々それぞれに御陳述いただければ幸いだと思います。

に、あるいは從来からの国有林の行き方、あり方にも関係しておりますけれども、まさにその國土保全と公益的な価値をいかに実現していくか、いかにそれを十分にやつしていくかというところに大きな意味があつたわけでございまして、まさにそのことは、國民ひとしくそれを求めているわけでございます。

○筒井参考人 ただいまの御質問ですけれども、
　　言つてみれば国有林の開放ということにつながつ
　　ていくわけでございますが、実は国有林の存在意義
　　ということは非常に昔から論じられておりまして、
　　例えは今から百年くらい前、ドイツにおいて
　　も国有林の存続をめぐっての大激論が交わされて
　　おります。そのときに、結論的には国有林といふ
　　ものは必要であるということの結論が出たわけで
　　ござりますが、その論拠は何かと云うと二つござ
　　ります。国有林というのは国土保全上重要であ
　　る、これが一点、それから第二点は、国有林は国
　　民の公益上重要である、だから存続しなければな
　　らない、この二つの論点が国有林の存在意義とい
　　います。
　　そういう点から考えますと、国有林の存在意義
　　は、ちょうど今回の法改正にもござりますよう
　　うところで強調されてまいつたわけでございま
　　す。

なるのではないか、こういうふうに考えております。
○菅原委員 次に、宝田参考人にお願いいたします。
○宝田参考人 国有林というのは、自然保護その他の国土保全、専ら商営用にもとともにできている土地ではないものをいっぱい抱えているわけですけれども、これをそもそも赤字、黒字といいますか独立採算論で考えるべきかどうかというのは問題であったわけです。
ただ、昔は黒字を出していましたから国の事業として考えてよかつたのですが、今のような状況では、なおかつ赤字黒字論で考えるかどうかといふのは、僕は疑問だと思います。やはりこれは社会のインフラだと思うべきだ、社会資本として考えるべきであって営業財として考えるべきでない、そのため企業区分というものを今改めて明確にしていくわけですね。社会資本ですから当然

二

コストがかかる。それは個々の利用者とかその他から取るものもあるでしょうけれども、大部分はやはり国のコスト負担、だから社会資本でありますて、私的資本ではないと思うのであります。

それから今、分収育林、緑の基金ということでお国民からいろいろな淨財を募つて、当面の国有林の維持費をカンパといいますか、やっております。これは、将来木を売り払ったときに折半しましょうという制度でございまして、緑を愛する国民が応募しているわけですけれども、利益率とか利回りとかそういうことは計算しております。黒字にならないかもしれません。けれども、緑に関心のある人が応募をされております。ところが、国が緑にお金を出しますときは、財投は確実に利子をお取りになつてます。民間並みにもうちょっと先を見て、今の社会資本の整備費をお出しになる道はないかななどということを私は思つております。

○菅原委員 次に、向日参考人にお願いいたしました。

○向日参考人 国有林は我が國の大体二割を占め

ているということを承つております。こうした広い土地を、国土の有効利用の観点から地域の振興のために他の用途に転用することが望ましいと私は思います。しかし、全部ではないが望ましい場合もあるという表現をさせていただきたいと思ひます。

○龍神村におきましては、現在国有地の払い下げにつきまして希望を出しておるところでございました。国有林の売却については、地域の振興にも資するものとするために、地域の実情等、そうしたものをよくお含みをいただき中で十分な措置を講じられることを私は特に要望させていただきたいと思います。

○菅原委員 次に、泉参考人にお願いします。

○泉参考人 ただいまの御質問でございますが、二つに分けてお答えいたしたいと思います。私の考え方を述べさせていただきたいと思ひます。

第一点は、今回の国有林の経営改善を図るために経理問題におきましては、経常事業部門と累積

債務処理の部門と二つに分けてございます。私は、ここに非常に意義があるのでないかと思ひます。この経常事業部門という中に、国有林野に従事しておる皆さん方の汗と努力によりまして、経常事業部門というものの収支のバランスをとつていこうということが、やはり将来の国有林の経営上重要な課題であろうかと思ひますので、そういう点におきましては、この処理は非常にいのではないかと考えております。

それから次に、先生おつしやいました、資産を大蔵省に全部一括してやらせたらどうかという考え方でございますが、今回は流域を単位といたしまして国有林、民有林が一体となっての森林計画に基づきまして政策というものが展開されるという観点で、この流域単位の森林計画を立てる際には、これは私の推測でございますが、将来処分すべき森林であるのか、いつまでも国有林として残しておいて国民の皆さんのお役に立て得るのかと、いうものが当然編成の際に出てくるであろうと思ひます。したがいまして、処分すべき森林における内容もあろうかと思ひます。こういうようなきめ細かい処分ということになりますと、大蔵省御当局だけにお任せするということになりますと、たゞいま申し上げましたようには若干の疑念も持つております。どうもありがとうございました。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

次回は、明十三日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十分散会

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきました、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

○菅原委員 技術面でもいろいろ質問したかったのでございましたが、時間が来ましたので、これまでございました。

○大原委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。

平成三年三月三十日印刷

平成三年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D